

ラオス最高裁判決の評釈①（民事事件）

J I C A 長期派遣専門家

鈴木 一子

◇本稿執筆に至った経緯◇

現在、ラオス最高人民裁判所のホームページ¹には7件の最高裁判決が掲載されている（ラオスの最高裁における審理は民訴法上「破棄審」と呼ばれる。本稿では破棄審を最高裁と呼ぶこともある）。内訳は民事事件2件、商事事件2件、家事事件1件、刑事事件2件である²。私は2020年12月にこの存在に気付いた。従前、ラオスでは判決は一般公開されて来なかったし、ベトナムのように最高裁が判例を指定する制度も無いので、この7件にはどういう意味があるのか興味を持った。そこで、判決掲載の経緯を調査すると共に判決内容を精査することにした。

その結果、ラオスでは2012年に最高裁判決を紙の冊子にまとめたことがあり、現在、ホームページ上で公開されているのはその冊子であることが分かった。ラオス最高裁は、ASEANの基準に合わせるため、今後、5年かけて判決を公開することを決定し³、7件の判決をアップロードしたのはその準備の一環として、最近になって試しに公開してみたものであった⁴。

ラオスでは民事判決書の改善を目指して民事判決書マニュアルを改訂中であるが（私はこの活動を担当しています）、ラオス最高裁は、民事判決書マニュアルの改訂を判決公開のための準備の一環と位置付けるようになった。要するに今後は「質の良い判決を公開したい」ということだ。

ちなみに人民裁判所法3条11号は「ペーパーニーサーン（「判例」と日本語訳されてきた。）とは、法律が明確に規定していないところの刑事裁判の中のある問題に関する最高人民裁判所の判決であり、法律が規定していないまたは法律で規定されているが明確ではない処の民事、商業、労働、行政、家族ならびに少年事件であり、人民裁判所の各裁判所がこの判例を拠り所として裁判を実施するためのものである。」と規定し、最高裁は「判例について助言する」とされる（同法21条3号）。これらの意味するところは不明である。

今までラオスの実際の判決について詳細に分析した文献は無いと思われる⁵ので、7件の判決を全て紹介しようと思った。詳細に見ていくと規定の内容等について私が理解していない部分もあるのだが、私が把握していないために不明なところは不明と明記し、分か

¹ www.peoplescourt.gov.la 英語も選択できるが、英語用のサイトは充実していない。7件の最高裁判決はラオス語用のページからのみ読むことができる。

² ラオスにおける訴訟事件の分類は、民事事件、商事事件、労働事件、行政事件、家事事件、少年事件（民事の少年事件もある）、刑事事件。なお、行政部は2017年人民裁判所法によって設立された（当初は行政裁判所を設立する議論もされたようであるが、専門部の設立にとどまったようである。）。

³ 下級審判決も公開するのか、公開の媒体は紙かウェブか、公開された判決の意味（特に重要な裁判例なのか）、解説は付すのか、英語等に翻訳するのか、などの詳細は未定とのこと。

⁴ ブンクワン最高裁副長官に対する聴取結果。

⁵ 民事判決書の形式及び期日の様子は佐竹亮・鈴木一子「ラオス民事判決の改善（ラオス民事判決に関する調査）」ICDニュース2019年9月号の別紙参照。

る範囲で記載する。本稿は民事事件について記載し、次回は商事及び家事事件、次々回は刑事事件について記載する予定である。いずれの判決も一読して理解するのが難しいため、事案を整理した判例評釈を作成し、判決原文は文末に添付する。いずれも筆者の私見に基づく解説なので、誤りの指摘や異見は歓迎します、ご連絡下さい。

◇前提知識（上訴審の手続）

内容の解説に入る前に、ラオスの上訴審の手続について簡単に説明する。今回、紹介するのはいずれも2010年にされた判決であって、適用されるのは本稿執筆時の現行法である2012年改正民訴法ではなく2004年改正民訴法（以下、「2012年民訴法」、「2004年民訴法」などという。）である。しかし、2004年民訴法と2012年民訴法で条文が変わった部分はあっても実務はそれほど変わっていないようなので、主に現行法である2012年民訴法に基づいて説明し、適宜、2004年民訴法についても言及する（以下の手続の説明において特に断りがなければ民訴法は2012年民訴法の条文である。）。

といっても、上訴審は現行規定上も運用上も不明確な部分が多く、整理されていない印象を受ける⁶。裁判所によって運用が異なる可能性もある。そのため、以下は、条文の他に私個人が今までの活動の中でラオス側の発言を聞いて解釈した内容であり、不正確な部分があるかもしれない。

1 3審制+再審

ラオスはかつて2審制だったが2004年民訴法以降は3審制であり、最高裁（破棄審）は最終審である。もっとも、再審開始のハードルが低いようであり、最高裁判決が出されても再審が頻繁にあるため実際には確定しないことが問題になっているようだ。再審は最高裁によってのみ審理される（民訴法313条4項）。

2 上訴の利益は考えない

上訴の利益の概念は無いようであり、全部勝訴した当事者も上訴することがしばしばあるそうだ（請求の拡張を求める場合か?）。この点について、ラオスの審理では関連した紛争を職権的に一気に解決しており、厳密な訴訟物の概念が存在しないことが背景にあると思われる。もっとも、控訴審は一審が判断した点についてのみ判決できるとされ、当事者が控訴審になって新たな請求や主張を追加した場合は、控訴審は事件を一審に差し戻す運用がされているようである（このような運用を明確に規定する条文は見当たらない⁷。同法272条2項参照）。

⁶ ラオスでは審級の構造等の上訴一般について理論的に詰められていない。そのため、証拠提出の期限や判断の範囲について歯止めがかけられず、上訴と差戻しが繰り返されて審理が長期化しているようである。審理の迅速化を目指して最高裁は2022年成立を目標に民訴法を改正中であり、私は改正支援も担当している。

⁷ なお、民訴法263条2項第2文は「当事者が第一審裁判所に対して訴えず、非訟を申し立てず又は反訴しなかった問題については、控訴審裁判所は検討してもしなくてもよい。」と規定し、273条2項は「第一審裁判所が未だ審理、判決していない問題又は当事者が控訴していない問題については、控訴審裁判所は控訴審として検討に付することがで

3 破棄審は法律審ではない

破棄審は「最終の法律審」とされ（民訴法287条1項）、「情報、証拠に基づく出来事などは、控訴審裁判所が下した判決をもって最終的な判断とする。破棄審裁判所は、取調べ及び尋問を改めてすることなく、事件記録に基づき法律に関してのみ判決する」とされている（同法299条）。しかし、最高裁は明らかに事実認定を行っている上、法律上の判断に専念しているようには見えず、日本でいう法律審とはいえない。また、下級審も法律を解釈する。つまり、民訴法上の法律審とは何を意味するのかよく分からない。

正確に言うと、ラオスでは裁判所に法律の解釈権はなく、国会が法律の解釈権を有している。しかし、当然ながら、裁判官が法解釈をしないで事件について判断することは不可能である。そのため、事実上、裁判所は法解釈をしている。ラオス的には法解釈に関する国家の公式見解は国会による、という理解なのだと思う。

控訴審判決及び破棄審判決には「事件内容の部」（日本でいう事案の概要）及び「判断の部」（日本でいう判断）を記載するが、これらは第一審と同様のものとされている（民訴法277条3項、同法301条3項）。このような条文の書きぶりや上訴の利益を検討しないことを併せて考えると、上訴審は不服について判断するというより、基本的に一審で現れた紛争について改めて判断しているように思える。不服の内容は裁判所に争点を気付かせる程度の意味しか持たないのではないのか。

4 破棄審の目的

上告（破棄申立て）制度の目的は明確ではない。2004年の民訴法改正時は法令の統一的解釈が上告制度の目的だったかもしれないが、破棄審が積極的に事実認定を行っている以上、実際は当事者の救済制度になっているようだ⁸。

5 証拠提出の時的制限

証拠の提出⁹は控訴審の審理終結時まで可能である。民訴法272条は控訴審にお

きない。」と規定しており、2つの規定は矛盾するように見える。

この点について、石岡修元長期派遣専門家は「起草者の意図としては、①当事者が第一審で訴えず、控訴審になって持ち出した論点については検討しなくてもよく（263条2項第2文）、②当事者が第一審で訴えたものの第一審裁判所が判断しなかった論点については当然に控訴理由となり（263条2項第1文）、③第一審に係属中の論点については、控訴審は検討することができない（273条2項）と言いたいのではないかと推測する。」と解している（石岡修「ラオス民事訴訟法（2012年改正）（2）」ICDニュース2018年12月号 273条の脚注504）

しかし、立法者がこのような分類をしたとは考え難い。特に、「③第一審に係属中の論点」という分類は、上訴しても一定の請求（論点？）は移審しないと考える意味だろうか。これは紛争の一回的解決を目指すラオスの司法の方向性と合わない。私は、263条2項第2文と273条2項は、当事者が自ら請求又は主張していたので一審が判断した点と、当事者は請求又は主張していないのに一審が職権的に取り上げた点を分けて規定したのではないかと考えている。つまり、①第一審が判断した問題について控訴審は検討するのが原則だが（273条2項）、②当事者自ら主張していなかったものの一審が職権的に見つけて判断した点については、控訴審は判断しなくてもよい（263条2項第2文）。これは裁判所による職権的判断を裁判所同士で覆し合うのを良しとしない趣旨に基づくのではないのか。

⁸ 最高裁の負担増が問題となっているようであるから、最高裁は破棄申立制度の目的について整理する必要があると思う。

⁹ 正確には民訴法は「情報、証拠」の提出について規定している（272条）。民訴法上、「情報、証拠」や「情報証拠」という表現が散見されるが、いずれも「情報及び証拠」という意味だと思われる。「情報証拠」は実務でもよく聞く表現であるが、何を意味するか私は理解していない。ラオスでいう「証拠」とは、日本と異なって、物や文書そのものを指すのではなく、物や文書から得られた情報を意味するとされている（民訴法96条）。しかし、「情報及び証拠を提出

いて新たな証拠を提出する場合は当該証拠を一審において提出しなかった理由を書面で提出しなければならない旨を規定している。同条は2012年改正で新設されたものであり、趣旨は第一審の審理の充実を図る点にあると思われるが、実際には機能しておらず（実際に当該書面を提出させているかどうかも怪しい）、現在も五月雨式の審理が常態化し、控訴審になって隠し玉の証拠が提出されることが多いようである。また、証拠の提出責任は当事者になく裁判所が積極的に証拠の所在や評価について調査しているのがラオス式である（民訴法102条によれば第一次的な証拠提出責任は当事者にあり裁判所は補充的に調査する責任を負うように読めるが、実際には裁判所が証拠を積極的に徹底的に探さないと国会や国民から非難されるようである。同条は2012年改正の際に当事者主義的な方向になるような意図で導入されたようだがうまく機能していない）。破棄審では新たな証拠提出はできないが、破棄審が職権的に事実の調査をすることは可能のようである（同法299条2項）。実際に破棄審がどれぐらい頻繁に職権的調査をしているかは不明である。

6 上訴審の構造

控訴審及び破棄審のいずれも原審の証拠（事件記録）を引き継いでいるから覆審ではないといえる。

破棄審において原則的に新たな証拠提出はできないから基本的に事後審のようである。もっとも、前述の通り破棄審は職権的に事実を調査できるので継続審の側面も持つように思う。また、破棄審は原審の判断時に立ち戻って判断するというよりも、破棄審の判決時における自らの心証と原審の心証を比較して自らの心証が勝つときに原判決を変更するようであり、心証の取り方は継続審の色彩が強いと思う。

控訴審については、控訴審において新たな証拠が提出できることと、控訴審も破棄審と同じく控訴審の判決時の心証を見ているようだから控訴審は継続審だと私は思う。

ラオス側は上訴審の構造について検討して来なかったようであり、ラオスにおいて共通した理解はないようだ。

7 上訴審の判決

控訴審判決は①控訴を受理しない（日本でいう却下）、②控訴棄却して一審判決を全部承認する、③一審判決を変更して自判する¹⁰、④一審判決を破棄して差し戻す、⑤いずれの裁判所にも差し戻して再検討させることなく一審判決を破棄する、⑥一審判決の仮執行をする、のいずれかである（民訴法278条）。

破棄審判決は①破棄申立てを受理しない（日本でいう却下）、②破棄申立てを棄却して控訴審判決を全部承認する、③控訴審判決を下級審裁判所が確定した出来事に基

する」とはどういう意味か。「証拠」から独立した「情報」があるのか明確ではない。日本における弁論の全趣旨という程度の意味かもしれない。

¹⁰ 原審の取消し又は破棄をしなくても原審の判決を変更できると解釈されているようである。

づきつつ法律面において変更して自判する，④控訴審判決を破棄して差し戻す，⑤いずれの裁判所にも差し戻して再検討させることなく控訴審判決を破棄する，のいずれかである（民訴法302条）。

上記のうち、「⑤いずれの裁判所にも差し戻さずに判決を破棄する場合」については、ア当事者が承継人なくして死亡した場合、イ当事者たる法人が破産判決を受けた場合、ウ原告に訴える権利がない場合、エ以前に判決が出ている場合、オ訴えの時効が完成している場合にできる（民訴法280条。同法303条により破棄審に準用される。）。これは、列挙事由を見ると日本の中断、却下、棄却事由が混在しているようであるが、要するに上訴審が当該訴訟を終了させることを意味するようだ。ここでいう破棄（ロップラーン）は、原判決破棄という意味ではなく、判決自体を消滅させる意味で使われている気がする（ロップラーンは取消しの意味でも用いられる単語。）ので、同法280条の中で「破棄」という言葉の意味が統一されていないように感じる。

また、上記③の通り、最高裁が自判できるのは法律問題についてのみで、事実認定が間違っているとして認定を覆したいときは差し戻さなければならないようであり、審理の長期化の一因となっているようだ。これは、最高裁が積極的に事実認定を行っているラオスの実情と民訴法が合っていないといえる。

民事事件 1（別紙 1）
2010年1月4日民事破棄審第02号
農地所有権を巡る紛争事件

事案の概要

被告の義母である原告が、本件土地（2ヘクタール）の管理使用権は原告が有するのにもかかわらず被告が本件土地を無断で使用していたと主張して、土地の返還を求めて村落調停を申し立てたところ、村長は本件土地を被告に与える決定をしたため、原告が本件土地の明渡しを求めて訴えを提起した。

被告は、本件土地は1997年に被告の夫の祖父から許可を受けて開拓したもので、1999年以降、本件土地は被告及び被告の夫の共有であると申告して土地税を払ってきたのであり、被告に管理使用権があると主張している。

1 審判決（ラオガム郡裁判所）

原告に対し、本件土地を管理使用することを命じた（請求認容）。

被告が控訴。サラワン県検察院は、原告は本件土地の管理使用権が原告にあることを証明していないから1審判決を変更するべきとの意見を述べた。

2 審判決（サラワン県裁判所）

1審判決を全部変更し、被告に対し、本件土地を管理使用させることを命じた（控訴認容）。

原告が破棄申立て。最高検察院は、2審判決は妥当であるとの意見を述べた。

判旨

原判決を全部承認（破棄申立棄却¹¹）。

原告は、原告が本件土地の管理使用権を有していると裁判所に確信させるための証拠や書類を持っていない。被告も、本件土地が原告のものであると認めていない。被告は本件土地を1997年から開拓して継続的に管理使用してきたが、2008年まで原告から返還を請求されたことはなかった。仮に本件土地が原告の管理所有であったとしても原告は既に管理使用権を失っているであろう。したがって、被告に本件土地の管理使用権を認めた控訴審判決は適当である。

¹¹ 本来は破棄申立てを棄却した上で原判決を承認しなければならない（民訴法302条2号、2004年民訴法では113条）が、破棄申立てを棄却した旨の記載がない。判決の脱漏に思えてしまう。別紙2の判決も同様である。

1 審判対象

ラオスの裁判実務では訴訟物について厳密に検討されない。おそらく訴訟物という概念が存在しない。特に本件のような不動産を巡る紛争の場合、登記名義の抹消又は移転請求なのか、明渡請求なのか、審判対象を特定しないで審理することが多いようである。そのため、判決書を読んでも何について判断したのか分からないことがある。本件土地は、判決書を読む限り、被告が税金を支払う際に被告と夫の共有名義であると申告しているようであるが、登記されているか定かではない（登記せずに納税できるのか私は把握していない。）。訴状には「法律に基づく解決をして下さるよう訴えを提起した」としか記載されていないので原告が何を求めたのか不明確である。しかし、一審も原審も本件土地を管理使用することを主文で命じているので、登記名義ではなく土地明渡が審理の対象であると言えるだろう。

原告が土地明渡請求をする根拠は土地使用権である。ラオスは社会主義国であり土地の所有権は国家に所属するため、日本で所有権と表現されるものはラオスでは正確には使用権である。もっとも、使用権は所有権と同じように売買の対象とされ活用されており、通常は所有権と同じように考えて差し支えない。

2 本判決の意義

ラオスの民事訴訟では職権調査及び職権探知主義が採用されているが、当然ながらノンリケットは生じる。そのため、厳密に研究されているわけではないものの、自然と立証責任が考えられているようだ。

本判決は「原告は、原告が本件土地の管理使用権を有していると裁判所に確信させるための証拠や書類を持っていない」と述べており、「原告が所有権（使用権）を有すること」については原告が立証責任を負うと示した。

所有権の立証というと、いわゆる「もと所有」についての権利自白の問題が絡むが、ラオスの裁判官が所有権の来歴についてどのように立証させているかは不明である。

また、本判決は「裁判所に確信させるための証拠」が必要である旨を述べており、立証に「確信」が必要である旨を明らかにしている。しかし、私の感覚ではラオスの民事訴訟における立証の程度は日本におけるそれよりもかなり低い。実際には、証拠の優越又は主張の優越で決するケースが多いようである。そうすると「確信」という判示にどれだけ意味があるのかは不明である。

3 判決理由について

原告の請求を棄却するためには「原告が所有権について立証できなかった」と言いさえすれば済むにも関わらず、本判決は他に興味深いことを2点、判示している。

まず、原告が立証できなかった旨を説示した次に「被告も本件土地が原告のものであると認めない。」と判示している点である。2012年民事訴訟法178条は「原告と

被告が共に認めている問題については、当該問題が国家又は社会の利益及び法令に抵触しない限り、裁判所は証拠を必要としない。」と規定しているが、本判決当時の2004年民事訴訟法には、当該自白に関する規定は存在しなかった。そうすると、被告が原告所有を認めないことにどういう意味があるのだろうか。仮に本判決当時も明文の規定が無いものの自白した場合は証明不要効が生じると考えられていたとすれば、当然ながら、「被告は原告所有を認めない」と判示した次に「原告は立証できなかった」という順番で記載するのが論理的である。しかし、本判決は「立証できなかった」の後に「被告は原告所有を認めない」と続くのである。よく分からない判示である。

次に興味深い点は、「仮にこの土地が原告の所有であったとしても、原告は既に管理利用権を失っているであろう」という判示である。とにかく最高裁が「仮に」の判断をすること自体が面白い。

そして、本判決当時の所有権法42条1項は「不動産については20年間、動産については5年間、他人の資産を自分が所有者であるのと同様に善意で継続して占有した者は、かかる資産に対する所有権者となることができる。こうした善意の占有は、公然、継続かつ平穩に表れている必要がある。」と規定する。ちなみに2020年に施行された民法51条は「取得時効とは、物を善意、公然、継続且つ平穩に、自己のものと同様に占有し使用することによる、何人かの物に対する権利の取得事由であり、不動産の場合は20年間、動産の場合は5年間である。」と規定する（所有権法は民法施行に伴って廃止された）。

しかし、被告は1997年に本件土地を開拓し使用し始めたと主張しているのであって、本判決の2010年1月4日時点で被告の占有は20年を経過していない。そうすると、被告は被告の夫の祖父から本件土地の開拓の許可を受けたと主張しているから、被告は当該祖父の占有を承継したと考えるほかない。もっとも、本判決には祖父の占有開始時期について記載がない。だからこそ本判決は「仮に」と判断したのかもしれないが、判断する以上は、必要な事実は記載すべきだと思う。

4 執行について

一審は被告に対して土地の「明渡し」を命じるのではなく原告に対し土地の「使用」を命じているが興味深い。原判決も、控訴を認容したのだが請求を棄却するのではなく、被告に対し本件土地を管理使用させることを命じた。このような自由な主文はラオスで見られる。これは、ラオスでは当事者の申立てを要することなく全件が司法省の判決執行部門に送付された上、執行官が広い裁量を持って執行時に和解のようなことをするため、債務名義の文言に気を遣う必要はないからこそ、できるのである。

以上のほか、形式面や内容に関する詳細な指摘は別紙1の脚注を参照して下さい。



ラオス人民民主共和国
平和、独立、民主主義、統一、繁栄

最高人民裁判所

民事合議体

破棄審

第02号¹²／民事破棄審

2010年1月4日付

破棄審判決

最高裁判所の民事合議体は以下の者から構成される：

タンサマイ・サムンティイー様（女性） 裁判長

カムサイ・ジッタコーン様 陪席

カムパン・ブンパコム様 陪席

ワッターナー・スリヤヴォン様（女性） 書記官

2010年1月4日9時30分、最高裁判所の法廷において、ラオガーム郡裁判所2008年8月5日付け第19号¹³／民事第一審民事事件を審理するために開廷した。

当事者¹⁴

ヌーパット氏（女性）、年齢67歳、国籍：ラオス、職業：農家、住所：ノーンドア村、ラオガーム郡、サワラン県：……………原告；

ケート氏（女性）、年齢32歳、国籍：ラオス、職業：農家、住所：オンベン村、ラオガーム郡、サラワン県：……………被告；

¹² 判決番号。判決をする際に付される番号であり、脚注2の事件記録の番号とは異なる。

¹³ 事件記録の番号。つまり、日本と異なり、事件を受け付けて記録を作成したときに記録ファイルに付される番号と判決書に付される番号の2種類あるということ。

¹⁴ 日本人に分かりやすいように「当事者」と翻訳されているが、実際の判決には「ラウーン」（betweenの意味）と記載されている。意識すれば「(次の当事者)の間に(事件が係属している)」ということだと思う。

事件名：農地所有権を巡る紛争

裁判所は

ラオス人民民主共和国として
2003年改正の人民裁判所法に定める人民裁判所の権限及び任務に基づき判決する。

事件内容¹⁵

2008年6月13日付け訴状及びヌーパット氏（女性，原告）の法廷における供述によれば，次の通り主張している：自分は¹⁶1995年まではサラワン県ラオガム郡オンヤイ村に住んでいて，争いとなっている面積2ヘクタールの土地を家計用の農地として使用していた。1995年から自分はノンドア村に引っ越した。当時，ソンチャイとケート（女性）夫妻が自分から許可を受けることなく当該土地にやって来て開拓し始めた。そのため，自分は村役場に対して数回，申し入れたが，何も解決されなかった。2008年に自分がオンベン村の村役場に申し入れた際，オンベン村の村長は当該土地の管理使用権をソンチャイとケート（女性）に付与する決定をした。そのため，自分は裁判所に対し，法律に基づく解決をして下さるよう訴えを提起した。

2008年8月4日付け答弁書及びケート氏（女性，被告）の法廷における供述によれば，次の通り主張している：夫のソンチャイはシータット（祖父）と小さい頃から一緒に住んでいた。1997年にソンチャイが自分と結婚する際，シータット（祖父）が私達に対し，林だった土地をコーヒー畑にするように開拓を許可してくれた。当該土地は空き地であり，その土地を占有して利用する者はいなかった。1999年9月7日になって自分は土地税を納付するために当該土地の面積等を申告し，1999年9月7日付け及び2000年6月7日付けの土地面積の申告明細書においてソンチャイ及びケート（女性）名義となっている。なお，当該土地の面積は1,022㎡である。当該土地で農業をしている間，誰からの異議も全く無かった。しかし，2008年になって夫のソンチャイが死亡してから義理の母であるヌーペット（女性，原告）が当該土地を同人の物だと主張してきたのである。その後，2つの村において両者が出席して調停をした。2つの村の役場の人は，当該土地の管理権を自分と子供に付与することを決定した。

事件の進行過程¹⁷

ラオガム郡裁判所が，原告及び被告が出席する中で下した第03号／民事第一審2008年12月31日付け判決は，次のとおり言い渡した：当該紛争土地の所有権をヌーパット（女性，原告）に管理及び活用させることを命じる。ケート（女性，被告）に

¹⁵ ラオス語でヌアーカディ。当事者の主張のまとめである。

¹⁶ 当事者の主張をコピー＆ペーストする結果，「原告は」「被告は」ではなく「自分は」と記載されるのが現在のラオスの判決の特徴である。

¹⁷ ラオス語でフープカディ。上訴審判決に特有の記載欄。

対し、額¹⁸の2%を国家納税分として、資料のコピー費用等の100,000キープを負担させる。

ラオガム郡裁判所の2009年1月12日付け事件受理明細書にて、ケート（女性、被告）の第44号／郡裁判所2009年1月7日付け控訴申立予約書が確認できる。そして2009年1月12日付け控訴申立書は次の内容を述べる：第03号／民事・第一審2008年12月31日付け判決書に対して不服を有する。それはラオガム郡の裁判所が法律及び事件の実際の事実に適していない判決をしたからである。従って控訴審裁判所による再度の判断を求める。

サラワン県検察院による第07号／サラワン県検察院2009年3月3日付け控訴審意見陳述書によれば、次のとおり述べる：ラオガム郡裁判所がした第03号／民事第一審2008年12月31日付け判決書は、法律及び実際の事実に適していない判断である。なぜなら、原告は、当該土地の所有権を原告が有していることを証明する書類を有していなかったからである。なお、土地税の申告明細書は他の土地の分であり、当該紛争土地の分ではない。

サラワン県裁判所が原告及び被告の出席の下で行った第09号／民事控訴審2009年3月20日付け判決は、次のとおり命じている：ラオガム郡裁判所がした第03号／民事・第一審2008年12月31日付け判決書を全部変更する。そして、紛争土地のコーヒー畑をケート（女性、被告）に管理及び活用させるという判断を新たに加えた。なお、被告に対し、控訴申立手数料30,000キープ及びコピー等の費用50,000キープの支払を命じる。原告に対し、資料のコピー代100,000キープを負担させる。

ラオガム郡裁判所の第13号／民事控訴審事件受理明細書においてヌーパット（女性、原告）の2009年4月21日付け破棄申立書を確認でき、次の通り述べている：第09号／民事控訴審2009年3月20日付け判決に対して不服がある。

最高検察院の2009年3月2日付け意見陳述書・第022号／最高検が提出された。

認定¹⁹

法廷において本件事件記録にある書類等を確認した。

事件記録にある証拠を評価した結果、次の通り判断する。

ヌーパット氏（女性）が作成した破棄審申立書が2004年民事訴訟法108条所定の期間内に提出されたため、事件を受理した。

ヌーパット氏（女性、原告）がサラワン県裁判所の控訴審判決に対して不服があるため、最高検察院及び破棄審裁判所である最高裁判所に提出する破棄申立書を作成し、理由を次の通り述べている：控訴審裁判所であるサラワン県裁判所の判決は法律に適しておらず整

¹⁸ この判決では何の金額か明確に記載されていないが、敗訴者が負担する税金は訴額の2%とされている（2006年裁判所費用法9条、同法18条1号）。本件のような土地に関する紛争の場合の訴額の算定方法はよく分からない。

¹⁹ ラオス語でヴィニツサイ。判決理由が記載されている。判決理由の冒頭に当事者の主張がまとめられ、当事者の主張欄（ヌーアカディ）及び事件の進行欄（フープカディ）と重複している。一審判決でも当事者の主張欄と理由の欄に重複が見られ、ラオスの判決が読みにくい原因の1つとなっている。

合していないため、破棄審裁判所に再検討を求める。この主張を破棄審裁判所が検討した結果、これは合理的でない主張であると判断した。なぜなら、原告はその紛争土地が原告のものであることについて裁判所に法的な確信をさせるための証拠や書類を持っていないからである。そして、被告も当該土地が原告所有であると認めていない。被告は被告自身とソンチャイ氏（夫）が当該土地を1997年から開拓し、数年間、継続的に管理、活用をしてきた部分だけ認めている²⁰。これに関して原告からの返還請求などは全く無かった。2008年になって初めて原告は当該紛争土地が原告所有であると主張した。しかし、証拠が無かった。仮にこの土地が原告の所有であったとしても、原告は既に管理利用権を失っているであろう。従って、控訴審のサラワン県裁判所が被告に当該紛争土地の管理利用権を付与する判決をしたのは法律に適していると判断する。従って破棄審裁判所は原告の破棄申立ての通りに判断することはできない。

最高検察院が破棄審裁判所に対し「控訴審裁判所であるサラワン県裁判所の判決が法律及び事件の実際の事実に適している」と意見陳述をしたことは法的に理由があると判断する。

上記に述べた理由から、控訴審であるサラワン県裁判所による2009年3月20日付け判決書第09-09号／民事控訴審が法律及び事件の実際の事実に適していると判断したから、破棄審はその判決を全部維持する。

ヌーパット氏（女性、原告）が破棄申立人であるから、裁判費用に関する法律24条に基づき破棄申立の手数料を負担させる。

参照条文：2004年民事訴訟法106条、108条、109条、110条、111条及び113条。

参照条文：裁判費用に関する法律24条。

これによって

破棄審及び法律上の最終審としてこの事件について、次のとおり判決する。

言渡し：原告の破棄申立書を全部破棄し、控訴審であるサラワン県裁判所による2009年3月20日付け判決書第09-09号／民事控訴審を全部維持する。

ヌーパット氏（女性、原告）に破棄申立手数料40,000キープを負担させる。

本判決書は本日を持って効力が発生する。

合議体の裁判長

タンサマイ・サームンティー²¹

書記官

ワッタナー・スリヤヴォン

²⁰ 「被告が本件土地を開拓し活用してきたこと」を「被告が認めている」と表現するのは日本の裁判官からすると変な日本語である。なぜなら当該事実は原告の主張を否認する理由又は占有正権原の主張であり、被告が認否する事実ではないからである。この一文は、ラオスで証明責任が厳密に考えられていない証左であると思う。

²¹ 原文は裁判長及び書記官の署名と押印がされている。

民事事件 2（別紙 2）
2010年1月12日民事破産審第10号
消費貸借契約事件

事案の概要

原告が、被告及び被告の夫に対し14万バーツ（約49万円）を月5%の利息で貸し付けたが利息8か月分しか弁済を受けていないと主張して、元金及び利息の残額の支払を求めて訴えを提起した。なお、被告は本件消費貸借契約のために被告の土地及び家に担保を設定している。

被告は、原告の主張する元金と利息を認めている。なお、被告は、返済能力が無いため、利息は弁済せずに、まず元金として3万バーツ（約10万4000円）を弁済し、元金の残部は月1000バーツ（約3500円）の分割払いをさせて欲しい旨を述べている。

1 審判決（サワンナケート県裁判所）

被告及び被告の夫に対し、元金14万バーツ及び年10%の利息の支払を命じた（一部認容）。また、利息は2007年5月から完済までの期間に付すが、利息額は元金を超えてはならない旨と被告が弁済できない場合は担保を売却する旨を命じた。

被告が控訴。被告は控訴審になって、本件消費貸借契約は原告と訴外ソムジットとの間でされたものであり、被告は借りていないと主張した。南部地域検察院は、1審判決は妥当であるとの意見を述べた。

2 審判決（南部地域裁判所）

1審判決を全部維持（控訴棄却）。

被告が破産申立て。最高検察院は、2審判決は妥当であるとの意見を述べた。

判旨

原判決を全部承認（破産申立棄却）。

被告及び被告の夫は、本件消費貸借契約は原告と訴外ソムジットとの間でされたものであり被告は借りていないと主張しているが、合理的でない。なぜなら、答弁書及び調停の議事録によれば、被告及び被告の夫は被告が原告から借金したことを認めているからである。また、被告及び被告の夫は土地及び家に担保を設定したと認められるから、被告及び被告の夫に返済能力がない場合、原告が担保資産を売却し、弁済に充てることが妥当である。したがって控訴審判決は適当である。

1 本判決の意義

本件は個人間における貸金返還請求及び利息請求という最も単純な類型の事件である。しかも一審では契約について争いがなかった。本件で最も目を引くのは、利率に争いが無いにも関わらず、裁判所は約定よりも利率を下げて支払を命じ一部認容とした点である。当事者から高利であるなどの主張が無くても裁判所が職権で利率を変更することがあることを示した最高裁判決といえる。

なお、被告は、控訴審になって、被告は借主ではなく実は訴外知人が借りたものであったと主張した。本判決は、答弁書及び村落調停において被告は借主であることを認めていたことを理由にあっさり被告の主張を排斥しており、事実認定で大きな意義を持つ判決ではない。

事実認定といえば、本件消費貸借契約及び利息契約の成立日が認定されていない。本件においては控訴審から契約の当事者性が争われているし、適用法も検討する必要があるので（1990年契約内債務法か2008年契約内外債務法か）契約日の認定は必要である。端的な判決は奨励されるべきではあるが、さすがに事実を省略し過ぎていると思う。

本判決は目新しい判断をしたものではなく最高裁判決としての重要度は低いといえるが、日本の法律家にとっては、以下の点を含めてラオスの裁判実務が垣間見える興味深い判決である。

2 利息について

本判決の参照条文を見ると、本判決に適用されたのは契約内債務法である。前記のとおり、本件消費貸借契約及び利息の合意がされた日が認定されていないのは問題だが、訴状は2007年11月29日付けであるから契約日はそれより昔なのは明らかで、契約内債務法の適用は妥当である（契約内債務法は2008年に成立した契約内外債務法の施行によって廃止された²²）。

ラオスにおける利息の上限について、本稿執筆時点では、年率36%である。2020年に施行された民法431条は「銀行またはその他の金融機関以外の消費貸借においては、利息の計算は年36%を超えてはならない」と規定し、2018年に施行された刑法298条は「関係機関からの許可を得ずに、貸金を事業として営み、貸金の金利を年間36%以上算定する者に対し、3か月から1年の自由剥奪刑又は自由剥奪しない再教育及び500万から1000万キープの罰金が科せられるものとする。」と規定する。

本判決に適用される契約内債務法46条5項から7項は、「銀行貸付の金利は、貸付

²² 契約内外債務法の施行日は同法108条1項が「本法は、ラオス人民民主共和国の国家主席が布告のための国家主席令を公布した後に効力を有する。」と規定しており、施行日を知るには過去の官報を調べて国家主席令の公布日を確認する必要があるが、私は同主席令を見つけておらず、施行日は分からない。

銀行の規制事項に合致したものでなければならない。」「銀行以外の（者）²³から貸付金を借り入れる際に、金利の算定は銀行（貸付で課される金利）を上回るものとする。」「金銭を貸し付けるにあたり、金利を元本に含めることは禁止され、金利は元本を上回るものとする。」「と規定する。当時の利息の上限を知るには当該条文で定める「銀行貸付の金利」を調べる必要があり、おそらく首相令等で定められていると予想されるが、私は把握していない。

本件において元金14万バーツ、月5%（単利で考えれば年利60%）の利息に争いが無い。しかし、裁判所は元金14万バーツ、利息は年10%にしている、これは、年60%の利率は契約内債務法46条6項の「銀行貸付の金利より年3%を超えない」という上限を超えているということだろう。

裁判所が利息の上限を超えた利率を無効にして新たな利率を定められる根拠はよく分からない。

3 当事者について

本件の被告はケオウドーンさん1名である。しかし、原告は、被告及び訴外ワンディー（被告の夫）が本件消費貸借契約を締結したと主張している。ここで「被告と被告の夫が借りた」というのは連帯債務なのか保証債務なのか、どういう意味なのかは分からない。いずれにせよ被告だけでなく被告の夫も本件消費貸借契約に関係しているのである。しかし、なぜか原告は被告（妻）だけを訴えた。

これに対し、一審は、被告だけでなく訴外ワンディー（被告の夫）に対しても弁済を命じた。控訴審も本判決も、当事者が被告（妻）だけであることは気にしておらず、訴外ワンディー（被告の夫）も債務を負うことを当然の前提にしている。

このような処理は日本の法律家からすれば違和感があるが、ラオスではよく見られる。ラオスでは、当事者が誰か検討せずに訴外の者を名宛人にして判決をしたり、あるいは「第三者」として訴訟に参加させて判決することは、頻繁にあるようである。第三者は民訴法75条以下に規定があり日本の独立当事者参加や補助参加に類似しているが、参加要件はほとんど検討せずに参加が認められている。私からすれば単なる証人ではないかと思う人も積極的に「第三者」として呼び出すことは多い。また、ラオスでは共同被告をあまり考えないようである。共同被告となるべき者がいても被告は1人としてやはり「第三者」として巻き込むことが多いようである。

当事者概念が曖昧なのは、ラオスの判決効が明確ではないことに由来すると思われる。判決効らしきものは2012年民訴法改正で新設され、民訴法309条1項は「確定した命令、決定、第一審判決及び上訴審判決は、あらゆる党組織、国家機関、ラオス建国戦線、大衆組織、社会組織、企業及び全国民が尊重しなければならず、関係者及び機関

²³ 当該条文の「(者)」「(貸付で課される金利)」は分かりやすさのために翻訳者が追記した。

は厳格に履行しなければならない。」と規定している。2017年人民裁判所法2項も「確定した人民裁判所の判決文に対しては、各党組織機関、政府組織機関、建国戦線、大衆組織機関、社会組織機関、企業ならびに各国民はこれを尊重しなければならない、個人ならびに関係する機関は、憲法98条の中で規定されているように厳格に実施しなければならない。」と規定する。これら条文の意味は明確ではないが、判決に対世効があるようにも見える。

このように、当事者のみに判決の効力が及ぶという概念が薄いため、ラオスでは誰が訴訟上の当事者か重要視されていない。本件のように当事者が誰か曖昧なことは多いし、他にも例えば当事者能力の議論はないし、当事者と代理人の区別が付いていないことも多い。

また、執行の段階では、判決の名宛人に限らず利害関係者も呼び出して和解のようなことが行われるのが通常である。その際、訴外の者（本件では被告の夫）の資産に執行しても問題視されることは無いのであろう。

4 担保について

担保の実体面について興味深いのは、「土地及び家の権利証を担保にして」などと判示されている点である。これはラオスの実務を反映した表現である。ラオスでは権利とは書面に付着しているもの、あるいは書面そのものと考え人が多い。2020年に施行された民法では不動産に担保を設定することになっているのだが、民法が施行される前の法律である2005年施行の契約履行担保に関する法律²⁴は、実体法上も権利証に担保を設定することを前提にしているように読める²⁵。

担保権実行の手續面については、私的実行のほか、司法手續による実行がある（契約履行担保に関する法律34条、2011年6月20日付け契約執行担保法の実施に関する首相令34条、同法62条）。民事事件1の解説「4」で述べた通り、日本と異なり、判決の執行は当事者の申立て無しに自動的に行われるが、担保権実行の場合も日本と異なり、担保権実行の申立手續は存在しない。日本風に言えば債務名義の取得と担保権実行は一体となっており、債権者は本案の訴えを提起して判決の中で任意に履行されない場合は担保を実行できる旨の判断を受け、任意の履行が無い場合は判決執行と同様の手續に進む（前記首相令66条2項）。

本判決は「被告及び被告の夫は土地及び家に担保を設定したと認められる」と事実認定をした上で、「被告及び被告の夫に返済能力がない場合、2005年に施行された契約履行担保に関する法律34条に基づいて原告が担保資産を売却し、弁済に充てること

²⁴ 民法630条3項は「この法典は、契約内外債務法、家族法、所有権法、相続法及び担保法並びにその他の法律の条文で関係する民事の特徴を持つものに代える。」と規定するため、契約履行担保に関する法律は民法施行に伴って廃止になると思われるが、一部の規定は効力が残るようである。

²⁵ 契約履行担保に関する法律20条は「不動産に関わる担保は、債権者に対する債務返済やその他の義務履行に関する保証で、例えば土地区画、家、工場といった債務者の不動産によって、または債務者の不動産に関する使用権によって、債権者や指定当事者が保有している上記財産の所有権や使用権を証明した書類を設定することによって担保されるもの。」と規定する。

が妥当である。」と述べている。本件の担保に関する判示部分は、上記の司法手続に載せるための説示だと思われる(主文に記載せずに理由に記載するので足りるのには驚く)。

本判決の通り、本案の中で担保権について判断するため、担保権については「債務者が履行しない場合は」という条件付き判断にならざるを得ない。また、担保権実行について抗告や異議のような手続はなく、例えば担保権の不存在について本案で争うしかない。このような制度は、本案において担保に関する争点が変わってしまい、訴訟の遅延につながると思う。なお、本案判決確定後に事情が変動した場合(例えば担保権が消滅した場合)の規定は見当たらず、どのような手続になるのか私はよく分からない。おそらく執行段階でなされる和解の中で話し合いをして解決するのだろう、それが難しければ債務者が債務の消滅について更に訴えを提起するほかないと推測する。

以上のほか、形式面や内容に関する詳細な指摘は別紙1及び別紙2の脚注を参照して下さい。



ラオス人民民主共和国
平和、独立、民主主義、統一、繁栄

最高人民裁判所

民事合議体

破棄審

第10号/民事破棄審
2010年1月12日付

破棄審判決

最高裁判所の民事合議体は以下の者から構成される：

カムパン・ブンパコム様	裁判長
カムサイ・ジッタコーン様	陪席
ブンヘン・ピマニヴォン	陪席

ワッターナー・スリヤヴォン様（女性）	書記官
--------------------	-----

2010年1月12日8時30分に、最高裁判所の法廷において、サワンナケート県の2008年3月12日付け第一審裁判所第12号/民事一審民事事件を審理するために開廷した。

当事者

アーモン氏（女性）、年齢38歳、国籍：ラオス、職業：商売、住所：ポーサイ村、カイソーンポヴィハーン郡、サワンナケート県：……………原告。

ケオウドーン氏（女性）、年齢44歳及びワンディー氏、国籍：ラオス、職業：商売、住所：ポーサイ村、カイソーンポヴィハーン郡、サワンナケート県：……………被告。

事件名：消費貸借契約

裁判所は

ラオス人民民主共和国として
改正人民裁判所法に定める人民裁判所の権限及び任務に基づき、判決する。

事件内容

アーモン（女性、原告）の2007年11月29日付け訴状によれば、次のとおり主張している：ワンディー氏及びケオウドーン（女性）夫妻は、自分から140,000バーツ²⁶を月5%の利息で借りている。なお、この借金のためにワンディー氏とケオウドーン（女性）は土地及び家の権利証を担保にして土地及び家の権利証を自分に譲渡した。その際、同人が元金及び利息を弁済した場合は土地及び家の権利証を同人に返還譲渡をする約束をした。しかし、借金をしてからケオウドーン（女性）は自分に利息8か月分しか支払っていない。具体的には、2007年4月までしか返済しておらず、それ以降は全く返済していない。従って、自分はワンディー氏及びケオウドーン（女性）に対して元金及び利息を返済するよう求めて訴えを提起した。もし返済する能力がなければ、同人らにその土地及び家の明渡しを求める。

ケオウドーン（女性）及びワンディー氏（被告ら）の2008年3月3日付け答弁書及び2008年3月26日付け調停の記録書によれば、次のとおり主張している：自分たちは原告から140,000バーツを月5%の利息で借りていることを認める。現在、自分たちは元金30,000バーツを先に返済したい。元金の残部は月1000バーツの分割で返済したいが、利息については原告に返済する能力がない。

事件の進行過程

サワンナケート県裁判所が原告及び被告が出席する中で下した2008年6月13日付け第08-21号/民事・第一審判決書は次の通り：2007年11月29日付け訴状には一部相当性があると判断したため、ケオウドーン（女性）及びワンディー氏夫婦（被告）には元金140,000バーツ及び年10%の利息の返済をアーモン（女性、原告）に対して命じる。なお、利息の計算については2007年5月から完済までの期間とするが、利息額は元金を超えてはならない。被告が借金を返済することができなければ、担保資産を売却して原告に弁済する。不足した場合は被告が完済するまで返済を続けてもらうが、余った場合は被告に返還する。被告に対し、裁判の預入金150,000キープを原告に返還させ、国家納税770,000キープを負担させる。

ワンディー氏とケオウドーン（女性）（被告ら）の2008年6月20日付け控訴申立

²⁶ タイの通貨。ラオスの通貨はキープだが、ラオスではバーツで金額を指定することも多い。

の予約明細第12号／サワンナケート裁判所が提出された。

サワンナケート県裁判所の2008年7月7日付けで受理した受理番号第91号／サワンナケート裁判所ワンディー氏及びケオウドーン（女性）（被告ら）の2008年6月24日付け控訴申立書によれば、判決に対して不服があり、次のとおり主張している：原告が訴えを提起した借金については、実はソムジット氏及びヌアン（女性）（夫婦）が借りたものであり、自分たちは単にソムジット氏を代理して原告からお金を借りただけである。現在、自分もソムジット氏とヌアン（女性）に対し裁判所に訴え提起しているところである。そのため、まずソムジット氏とヌアン（女性）に返済してもらってから原告に返済するので、原告にはもう少し待つて欲しい。

控訴審の南部地域検察院の2008年9月16日付け意見陳述書第115号／南部検察院によれば、次のとおり述べている：サワンナケート県裁判所が第一審として下した2008年6月13日付け第08-21／民事第一審判決書は事件の事実及び法律に整合している。

控訴審である南部地域裁判所が原告の欠席と被告らの出席の下で下した2008年11月13日付け第83号／民事控訴審判決書によれば、次のとおり言い渡している：サワンナケート県裁判所が第一審として下した2008年6月13日付け第08-21／民事第一審判決書を全面的に維持する。被告らには控訴申立書費用30,000キープを負担させる。

アーモン（女性、原告）及びワンディー氏（被告）の2009年3月5日付け控訴審判決の承知に関する記録書が確認できた。

ワンディー氏とケオウドーン（女性）（被告ら）からの2009年3月10日付け破棄申立書が提出された。

最高検察院の2009年11月30日付け意見陳述書第070号／最高検察院が提出された。

認定

法廷で本件の事件記録にある書類等を確認した。

事件記録にある証拠を評価した結果、次の通り判断する。

ケオウドーン（女性）とワンディー氏（被告ら）の破棄申立書が改正民訴法108条に定めている期間内に提出されたため、検討するために受理した。

ケオウドーン（女性）とワンディー氏（被告ら）がアーモン（女性、原告）から借金したことについて、「実はアーモン（女性）及びソムジット氏との関係であり、自分はその間に参加しておらず、ソムジット氏が自分の土地権利証を借りて当該借金のために担保設定していた。そして自分が既に返済した利息に関しては、なぜ裁判所はそれを触れていないのか」と主張し、南部地域裁判所に法律に従って破棄判決をするように破棄申立したことを破棄審裁判所が検討した結果、これは合理的でないと判断する。なぜなら、答弁書及び2008年3月26日付け調停の議事録によれば、被告らがアーモン（女性、原告）から

借金を認めているからである。これは原告と被告には契約内債務上の関係²⁷があることを示している。そして、2006年9月12日付け土地権利証の譲渡契約によれば、被告らは今回の金銭貸借の担保設定として土地及び家の権利証を原告に譲渡するための書類を作っていた。従って、契約内債務法46条に基づいて、被告は原告に債務の返済義務を有していると判断する。被告らが原告に返済する能力がなかった場合、契約履行の担保に関する法律34条に基づいて、原告がその担保資産を売却し、原告への返済に充てることが妥当である。

最高検察院が破棄審裁判所に対し、2008年11月13日付け控訴審の南部地域裁判所の第83号／民事控訴審判決書が法律及び事件の事実に適しているという意見陳述をしたことは合理的な意見と判断する。

上記で述べた理由から、2008年11月13日付け控訴審の南部地域裁判所の第83号／民事控訴審判決書が法律及び事件の事実に適していると判断したため、当該判決を全部維持する。

ケオウドーン（女性）とワンディー氏（被告ら）が破棄申立人のため、裁判費用に関する法律24条に基づいて、破棄申立費用を負担させる。

参照条文：契約内債務法36条、46条。

参照条文：契約履行の担保に関する法律34条。

参照条文：改正民事訴訟法²⁸106条、107条、108条、109条、110条、111条及び113条。

参照条文：裁判費用に関する法律24条。

これによって

最高裁判所の破棄審の民事合議体は破棄審及び法律上の最終審としてこの事件について次のとおり、判決する。

言渡し：2008年11月13日付け控訴審の南部地域裁判所の第83号／民事・控訴審判決書を全部維持する。

ケオウドーン（女性）及びワンディー氏（被告ら）に破棄申立費用40,000キープを負担させる。

本判決書は本日を持って効力が発生する。

合議体の裁判長

カムパン・ブンパコム

書記官

ワッター・スリヤヴォン（女性）

²⁷ ラオスの判決書はよく「原告と被告には民事関係がある」などと記載する。これは単に「刑事ではなく民事の関係です」という意味のようであり、無益的記載事項である。

²⁸ 2004年改正民法の意味。